

広島県告示第五百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和二年五月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
あすか薬局 三次店	三次市十日市東四丁目三番八号	令和元年五月三十一日
阪神調剤薬局 東広島店	東広島市黒瀬町檜原二四三番地九	令和二年一月三十一日
訪問看護「すばる」	江田島市大柿町小古江六五二番地一	令和元年二月三十一日
訪問看護ステーション星の里	一 神石郡神石高原町小島一五〇〇番地	令和二年一月十五日
あい薬局 田辺健康館	尾道市古浜町九番一号	令和二年三月三十一日
坪井クリニック	大竹市本町一丁目一番一八号	令和二年三月三十一日
ゆうゆ訪問看護ステーション	大竹市玖波五丁目二番三号	令和元年七月三十一日
かなたクリニック	一 東広島市西条町御菌宇二〇四九番地	令和二年三月一日
東広島市国民健康保険小田診療所	東広島市河内町小田二二八二番地	令和二年三月三十一日
平田内科小児科医院	廿日市市阿品台四丁目一番二六号	令和二年三月三十一日
串戸薬局	廿日市市串戸五丁目三番五〇号	令和二年三月三十一日